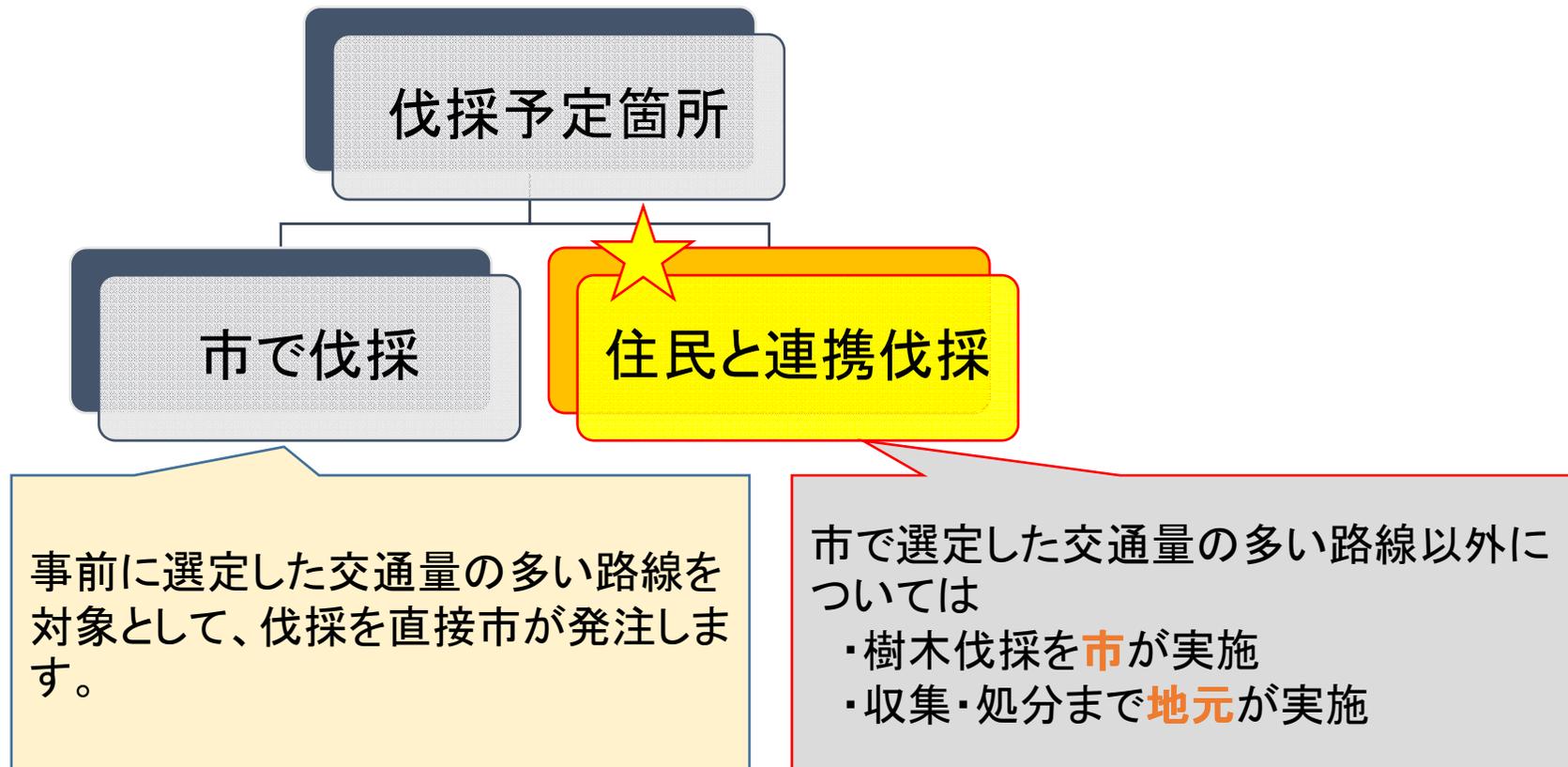


# 新たな取り組みの概要



※所有者において伐採可能と判断されるものについては、これまで同様所有者にて対応

# 伐採フロー図

## <自治会>

- ・所有者からの依頼や住民からの要望などを地区で集約
- ・所有者の承諾書や写真を添えて、要望書を市に提出  
(様式第1号、第2号)

## <市（道路管理者）>

- ・各地区の要望を集約し、内容の審査
- ・支援の承認と実施日の決定、及び却下通知の発行  
(様式第3号、第4号)
- ・リース車両の借入れ、作業員の調整

## <施工>

- ・危険箇所樹木の伐採(市)
- ・樹木の収集、処分(自治会)
- ・実施後は、完了報告書を市に提出(様式第5号)